

## 湯河原町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（個人編）

### 1 目的

このガイドラインは個人住宅に、防犯カメラを設置する場合に、防犯カメラの設置及び運用に関し、配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性を認識しつつ、プライバシーの保護を図ることを目的とする。

### 2 定義

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置される撮影装置で、録画装置を備えるカメラをいう。
- (2) 画像とは、防犯カメラにより撮影されている画像をいう。
- (3) 画像データとは、防犯カメラにより撮影された画像を保存したものを画像データという。
- (4) 設置者等とは、防犯カメラを設置した者及び設置者が指定した管理及び運用を実際に行う者をいう。

### 3 防犯カメラの設置

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため次の措置を図るものとする。

- (1) 防犯カメラの取付位置は、隣接家屋等の室内や敷地が撮影されないよう、専門家の指導を仰ぐ。
- (2) 撮影範囲内に、不特定多数の者が利用する施設や場所が含まれる場合は、防犯カメラが設置されている旨を撮影区域内の見やすい場所に、わかりやすく表示する。

### 4 画像データの保存及び取扱い

防犯カメラの録画装置により記録した画像で、不特定多数の者が利用する施設や場所が含まれ、特定の個人等を識別できるものは、画像データが外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

- (1) 防犯カメラは、設置者等以外の者の操作を禁止する。
- (2) 画像データの保存期間は必要最小限（概ね1箇月以内）とする。
- (3) 画像データは、設置者等が厳重に管理し、外部への流出を防がなければならない。
- (4) 保存期間が終了した画像データは速やかに消去又は上書きを行う。
- (5) 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう破碎、裁断等の処理を行う。

## 5 秘密の保持

- (1) 防犯カメラの画像を見ることができる者は、画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 防犯カメラの設置者等は、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 6 画像データの外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データを第三者に提供することができるものとする。

- (1) 法令に基づく手続きにより照会を受けたとき。
- (2) 人の生命身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められたとき。  
ただし、捜査機関が画像データの提出を求めるときは文書によるものとする。

## 7 苦情等の処理

設置者等は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ速やかに対応しなければならない。

## 8 その他

防犯カメラの設置者等は、個人情報保護法等を遵守するとともに、業務を委託する場合には、委託業者に適切な管理、運用を徹底させるものとする。

平成 26 年 9 月 12 日制定